教 育 カ ー ド ロ ー ン
（㈱オリエントコーポレーション保証付）

（2026年6月1日現在）

商　品　名	教 育 カ ー ド ロ ー ン （㈱オリエントコーポレーション保証付）
本 商 品 の 仕 組	※入学前・在学中 ・入試合格、入学予定校が決定の後、卒業予定月までの間に限り繰り返しATM・CDで出金可能なカードローン契約を締結します。尚、カードローン利用中の間は元金返済据置となり、利息については利息支払用預金口座より毎月返済となります。 ※卒業時 ・貸越契約期限（証書貸付切替期限＝卒業予定月の3月10日）までに、その同日時点での教育カードローンの貸越残高について、証書貸付への切り替えを行い、毎月の割賦返済が開始することとなります。
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方。 ・中学から大学院、その他予備校・専門学校、日本国内に窓口がある外国の学校（高等学校、高等専門学校、短期大学、大学院等）に在学・入学する子弟を有する親権者および本人。 ・申込時年齢が満20歳以上満65歳以下の方で、完済時の年齢が満70歳未満の方。 ・富山県内に居住または勤務しておられる方。 ・個人信用情報に事故情報などの登録がない方で、㈱オリエントコーポレーションの保証が受けられる方。
お 使 い み ち	学校生活で必要とする資金。 （入学金、授業料などの学費および学生生活を維持するのに必要な資金とし、事業資金・旧債務返済は除きます。）
ご 融 資 形 式	入学前・就学中はカードローン方式、卒業後は証書貸付となります。
ご 融 資 限 度 額	100万円以上500万円以下 （100万円単位） 但し、100万円・200万円コース … 年収200万円以上 300万円・400万円・500万円コース … 年収300万円以上
ご 融 資 方 法	・教育カードローンの専用カードを郵送いたします。カード到着後、CD・ATMでのご利用融資となります。 ※CD・ATMによる1日利用限度額は100万円までとなります。1日累計100万円を超える出金は、窓口にて対応いたしますので、教育カードローンの専用カード・本人確認書類・届出印をお持ちください。 専用カードが届くまでは、ご利用（お借入）できませんのでご了承ください。
ご 利 用 期 間	・在学中のカードローン期間 ： 6年9ヶ月以内（入学前9ヶ月 ＋ 在学期間を最長といたします。） ※ご契約時に、卒業予定月の3月10日までを限度として貸付切替期限を設定いたします。 ※医学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長6年9ヶ月となります。 ・卒業後の証書貸付期間 ： 10年以内
ご 融 資 利 率	◎基準とする金利 ： 固定金利 年5.35%（保証料含む） ◎引下げ後金利〔※引下げ金利適用条件該当の方（条件は下記に記載）〕 基準とする金利から▲年0.20%～▲年0．50% 年5．15%～年4．85%
引下げ金利適用となる項目	ご融資利率について、次のお取引項目で引下げ金利適用となります。 ① 給与振込5万円以上の実績があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ② 住宅ローン取引があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ③ しんきんVISAまたはしんきんJCBカード契約があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ④ 個人インターネットバンキングまたはバンキングアプリ契約があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑤ 定期預金世帯合計残高が100万円以上あり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑥ 口座振替が3種目以上あり（電気・電話（携帯）・水道・ガス・NHK・クレジット・保険料等）、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑦ NISA口座を開設、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑧公金の受取り口座指定、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑨ 同居家族の給与振込または年金振込、かつ申込本人の極度額30万円以上のカードローン契約がある方 上記①または②に該当すれば0．5%引き下げ、③～⑨のいずれかに該当すれば0．2%引き下げとなります。 ※金利引き下げは0．5%を上限とします。
ご 返 済 方 法	・在学期間中 … 元金据置期間（毎月10日にお利息のみ利息支払用預金口座よりご返済いただきます。） 卒業予定月の3月10日までに証書貸付に切替いただきます。 ・卒 業 後 … 証書貸付契約となり、元金均等または元利金均等割賦返済からお選びください。 （ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。）

富山信用金庫

保証会社 保証料・保証人	保証会社 … ㈱オリエントコーポレーション 保証料 … 毎月のご返済金に含まれます。 保証人 … 原則不要です。但し、保証会社が必要と認めた場合は徴求させていただきます。
取扱手数料	・カード発行手数料 … 無料 ・カード再発行、証書貸付時における繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧表」をご覧ください。
ご提出していただくもの	①ご本人確認資料（未成年者のお申込の場合は連帯保証人の方も必要です。） ・運転免許証（表裏）【運転免許証を徴求できない場合（申込人がマイナ免許証のみを保有する場合を含む）は、次のいずれかを徴求】 個人番号カード（表のみ）、資格確認書（表裏）、運転経歴証明書（表裏） （申込人が日本国籍以外の場合）永住者または特別永住者であることを確認するため、上記書類に加えて、次のいずれかの書類を徴求 在留カード、特別永住者証明書、住民票抄本（在留資格の記載があるもの） ②年収をご確認できる資料 ・給与所得者の方は源泉徴収票、所得証明書のいずれか1通。 ・個人事業者の方は納税証明書、確定申告書のいずれか1通。 ③お使いみちのわかる資料 ・子弟等が就学中または就学予定であることを証する書類。（合格通知書、在学証明書、入学証明書 等）
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」（9時 ～ 17時、電話：0120-964-522）にお申し出ください。 紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、福井弁護士会紛争解決センター（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所（9時 ～ 17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

富山信用金庫